

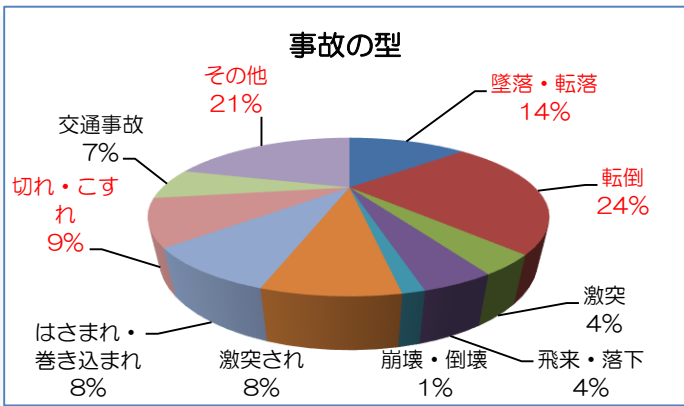
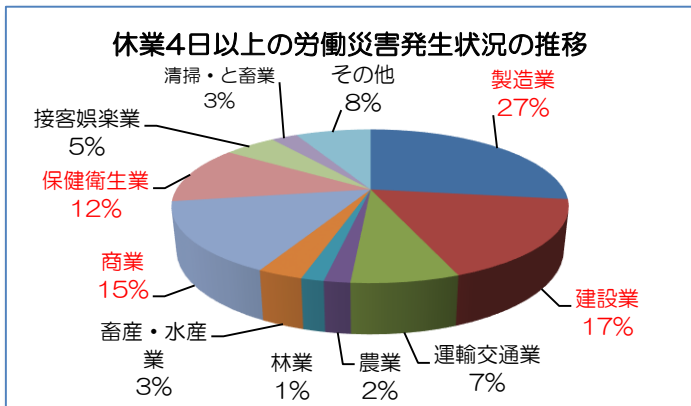
石巻署管内における労働災害防止について

令和3年に石巻労働基準監督署管内で発生した労働災害（休業4日以上）についてまとめました。このリーフレットを参考に、事業場内の労働災害防止対策の状況を確認し、現状を踏まえた取組を行ってください。

1. 令和3年の労働災害発生状況（462件）について（労働者死傷病報告による）

（1）業種について

業種では、製造業が27%と最も多く、次いで建設業17%、商業15%、保健衛生業12%となっています。



（2）事故の型について

事故の型では、転倒が24%と最も多く、次いで墜落・転落14%、その他21%、切れ・こすれ9%と続いています。

① 転倒災害

床面に置いた物や段差につまづいたり、濡れていた床で滑って転倒しているほか、凍結路面による転倒も発生しています。被災者の70%は骨折しており、休業期間が長期化する傾向にあります。

② その他

新型コロナウイルス感染症が36%占めたほか、バランスを崩したときに無理な姿勢をとったことで発生した捻挫など26%、介助時や重量物運搬時などによる腰痛16%、お湯などの高温物接触による火傷5%、洗剤などの化学物質による薬傷が4%発生しています。

③ 墜落・転落災害

はしごや脚立からが35%、トラックの荷台からが21%となっているほか、階段や作業台、側溝清掃時に蓋を開けたときにできた開口部などで発生しています。

④ 切れ・こすれ災害

包丁の刃への接触が27%、木材加工機械の刃への接触が25%、清掃時にスライサーなどの刃への接触が16%発生しています。このほか、刈払機の刃や材料の端部で切る災害も発生しています。

⑤ 上記以外の各種災害

フォークリフトや建設機械に激突される災害、トラブル発生時に機械を停止させないまま対処したことで機械に挟まれる災害が依然として発生しています。

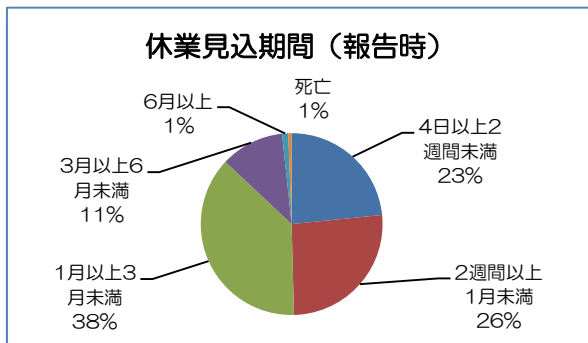
（3）休業見込期間について

1月以上休業が必要と見込まれるものが51%と半数を超えており、**3月以上の長期休業も13%発生**しています。

労働災害が発生すると、労働者は**長い期間の休業を余儀なくされ**、それに伴い企業も労働力減少による**損失が長期間にわたっている**実態がうかがえます。



出典：『職場のあんぜんサイト』



2. 労働災害防止の取組について

（１）転倒災害防止を進めましょう！

原因として、障害物や濡れた床などの作業環境が大きく影響しています。4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を進めて、転倒する原因を減らしましょう。また、冬期には雪や路面凍結による転倒も発生していますので、通行箇所は滑りにくい構造とする、融雪剤や滑り止め砂をまくなどの対策を講じましょう。

（２）ヒヤリハット、危険予知活動（KY活動）で危険要因を見つけましょう！

作業中に「ヒヤリとした。」、「ハットとした。」ものの、幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、その事例を基に適切な対策を講じ、災害を未然に防止しようというのが、ヒヤリ・ハット活動です。また、**危険予知活動（KY活動）**は、作業開始前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高め、防止対策の確実な実施を図る活動です。事業場の実態に合わせて、効果的な活動に取り組みましょう。

（３）リスクアセスメントを実施しましょう！

作業現場にある**危険性**又は**有害性**を特定し、それによる労働災害が発生した場合の重篤度（けが、健康障害などの程度）と発生の可能性を組み合わせるリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、優先的に行うべきリスク低減措置を検討・実施する先取り型の安全衛生管理手法です。上記（２）のヒヤリハットやKY活動を活用して危険性又は有害性を特定し、積極的な予防対策を講じましょう。

なお、『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、リスクアセスメントを円滑にできるように、リスクアセスメント支援システムを掲載していますので、ぜひご利用ください。

（４）作業手順書を整備しましょう！

作業手順書には、各作業の安全に関する注意事項、**非定常時**（保守点検、トラブル処理など）の対応方法など、労働者が安全に作業を行う上で必要な事項を分かりやすく盛り込み、その周知を徹底しましょう。

（５）機械の安全対策を進めましょう！

機械の駆動部や刃部など、接触する、はさまれる、巻き込まれるおそれがあるところには、覆い、インターロックなどを設けて機械の安全化を図りましょう。機械に対して安全対策を行うためには、『機械の包括的な安全基準に関する指針』や各種機械安全規格が示されていますので、これらを活用しましょう。

（６）職長の権限強化と定期的な教育を実施しましょう！

職長は現場の要です。職長に対しては法定の職長教育などを実施するほか、労働災害防止のための責任と権限を与え、的確に現場を管理させてください。また、雇入れ時、新しい機械導入時、作業方法を変更したときなどは、その対象となる労働者に対して確実に教育を行うとともに、定期的に安全に関する教育を行いましょう。

なお、**令和5年4月1日からは、職長教育の対象業種に食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が追加され、職長教育の実施が必要となります。**

（７）『見える化』で危険箇所、作業を周知しましょう！

職場に潜む危険には、視覚的に捉えられないものがあります。それらを**可視化（見える化）**し、危険の存在や作業上の注意事項を分かりやすく周知することにより、見えない危険を回避することができます。母国語で周知することにより、外国人労働者の災害防止にも効果的です。

（８）重機使用時は作業計画を定めましょう！点検も忘れずに！！

フォークリフト、クレーン、ドラグショベルなどの荷役機械や建設機械を使用する場合は、機械の種類、能力、作業場所、作業内容などに応じた**作業計画**を定めましょう。また、有資格者に運転させるとともに、**特定自主検査、月例検査、作業開始前点検**などの各種点検を確実に実施しましょう。

（９）化学物質リスクアセスメントを実施しましょう！

平成28年6月1日以降に、一定の危険有害性のある化学物質を新規に採用したり、作業方法を変更した場合は、化学物質に係るリスクアセスメントを実施することが義務付けられています。**安全データシート（SDS）**を取得し、対象物質が含まれているか確認するとともに、取り扱う労働者に安全データシートの内容を周知しましょう。

3. ホームページのご案内

厚生労働省ホームページには、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。

『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、労働安全衛生法や関係法令、通達、労働災害事例、化学物質情報、リスクアセスメント支援ツールなど各種情報を見ることができます。

また、宮城労働局ホームページには、宮城県内の労働災害発生状況、当署独自の情報など身近な情報を掲載しています。

これらについて、ぜひご利用ください。



厚生労働省安全衛生関係リーフレットページ



職場のあんぜんサイト



宮城労働局ホームページ